



基本構想

第1章 勝浦市が目指す将来のすがた	
第1節 将来都市像	38
第2節 まちづくりの理念	39
第3節 将来人口の見通し	40
第4節 土地利用の方向性	41
第2章 将来都市像の実現に向けた施策の大綱	
.....	42

基本構想

第1章 勝浦市が目指す将来のすがた

第1節 将来都市像

前総合計画では、「海と緑と人がともに歩むまち“元気いっぱい かつうら”」を将来都市像に掲げ、各種政策に取り組んできました。

本計画では、目指す新たな将来都市像を次のとおり定めます。

《将来都市像》

“豊かな自然”に抱かれて
“心豊か”に過ごせるまち かつうら

将来都市像のイメージ

“豊かな自然”

かの歌人「与謝野晶子」は大正8年(1919年)ごろ勝浦を訪れ、その豊かな自然を愛し、「おお美しい勝浦」という詠い出しで始まる「上総の勝浦」という詩を残しています。このように、勝浦市は、美しい海や清々しい山林などの豊かな自然に囲まれ、そこに住む人々は自然がもたらす様々な恩恵を受けながら暮らしています。

また、令和3年(2021年)に実施した市民まちづくりアンケートでは、最も多くの市民(55.5%)が選んだ「希望する将来都市像」は「豊かな自然環境と人が共存するまち」でした。

勝浦市民憲章がその一条目に「私たちは、海と緑の自然を大切にします」と謳っているように、市民、行政をはじめ、地域社会を構成する様々な主体が協力することで勝浦の“豊かな自然”を美しい状態のままに未来に残していく取組を推進します。

“心豊か”

市民まちづくりアンケートでは、希望する将来都市像の上位に「生活関連施設がととのった生活しやすいまち」、「医療や福祉が充実した長生きできるまち」、「子どもを安心して育てることができるまち」、「観光や商業がさかんなまち」、「住民のふれあいがありすこやかに暮らせるまち」、「漁業を中心に自然の恵みにあふれるまち」、「防犯や防犯体制がしっかりしている安全なまち」等々が挙がっています。

市民の望んでいるこれらの将来都市像を実現することにより、市民や訪れた人々が幸せを実感し、「住み続けたい」、「また訪れたい」と感じられる、“心豊か”に過ごせるまちを目指します。

第2節 まちづくりの理念

“人を思う心”、“郷土への誇り”を謳い平成4年（1992年）3月に制定された勝浦市民憲章を市民一人ひとりがまちづくりの主角として行動するための「道しるべ」として再認識するとともに、将来都市像である「豊かな自然」に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」の実現に向け、まちづくりの諸施策を進めるにあたっての基本理念を下記のとおり掲げます。

また、将来都市像の実現を目指す本市の総合計画は、国際社会全体の普遍的目標であるSDGsの考え方を内包するもので、SDGsの持つ施策横断的な視点を意識しつつ総合計画を推進することで、SDGsの目指す「誰一人取り残さない社会」の実現に寄与します。

基本 理 念	未来に向けて、希望のもてるまちづくり
	～本市の魅力の源泉である豊かな自然や地域の産業・伝統文化が未来に引き継がれ、また、次代を担う子どもに笑顔があふれ、市内外の誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。
	安全・安心で、生活しやすいまちづくり
	～感染症、自然災害、交通事故、犯罪などから市民の生命・生活を守るとともに、豊かな自然と充実した都市基盤のもとで快適に暮らせるまちづくりを進めます。
	元気に笑顔で、ふれあい・支え合いのあるまちづくり
	～年齢、男女、障がいの有無に関わらず、地域の支え合いのなかで誰もが生きがいをもって心豊かに過ごせるまちづくりを、市民・地域コミュニティ・行政が連携して進めます。

■ SDG s の 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

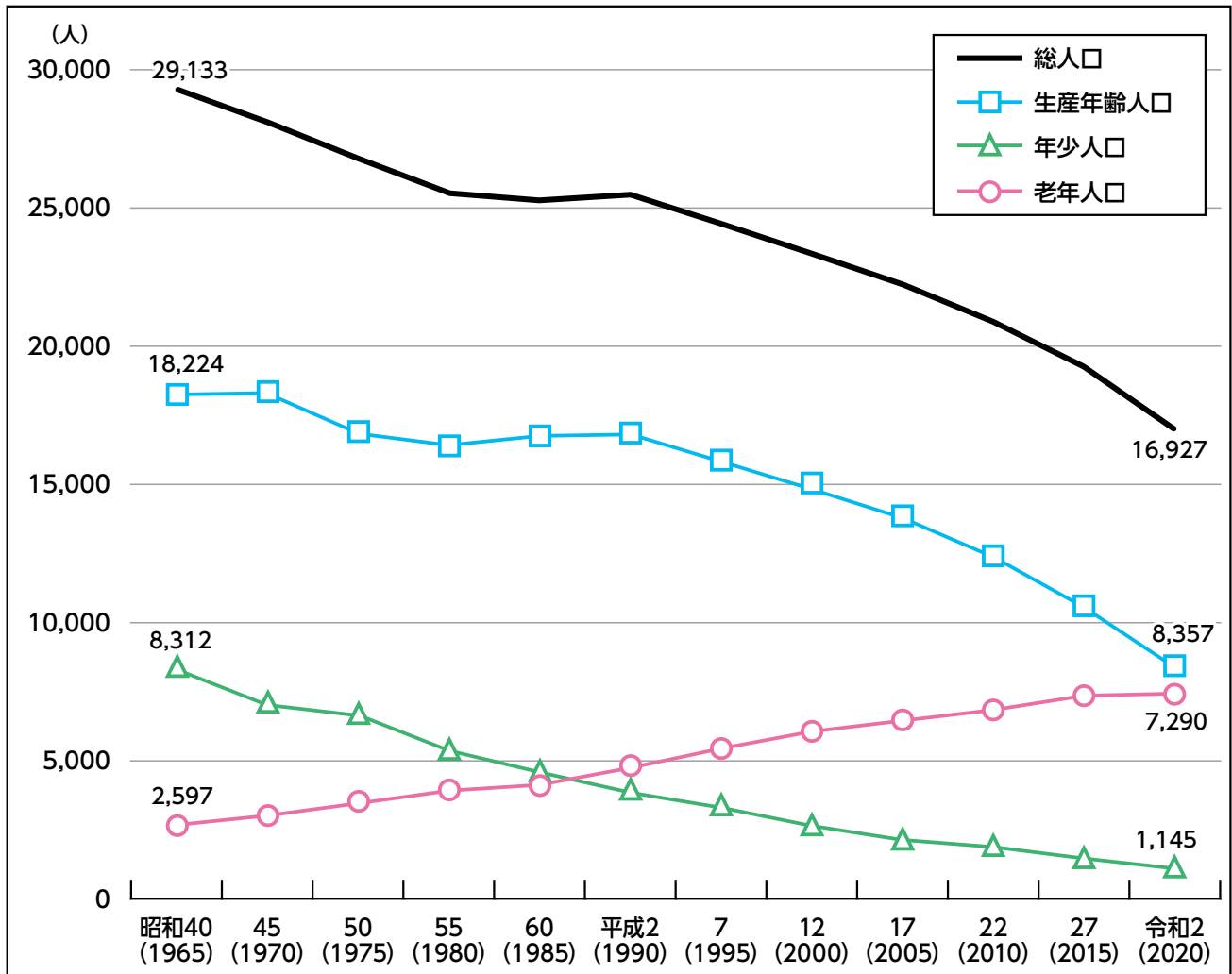


第3節 将来人口の見通し

本市では自然減と若者世代の転出を主因とした人口減少が今後も続いていくことが見込まれますが、減少速度の鈍化・下げ止まりの実現に向け、若者世代の働く場の確保、及び結婚・子育てできる環境づくりを推進します。

※基本計画において将来人口を推計したものを示します。

■人口の推移（年齢3区分別）



※総人口は「年齢不詳」を含む

(資料) 国勢調査

第4節 土地利用の方向性

豊かな自然環境の保全と快適な生活空間を創出し、将来都市像である「豊かな自然」に抱かれて「心豊かに過ごせるまち かつうら」を実現するため、人口規模に応じた社会資本のあり方の検討や後継者不足による耕作放棄地の増加問題への対応など、土地利用については長期的な視点に立ち取り組む必要があります。

本市においては、歴史や自然環境、産業基盤など地域特性により、大きく次の地域に区分したうえで、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等を踏まえた計画的なまちづくりを進めます。

市街地ゾーン

公共・公益施設や商業・文化施設など、基幹的な機能の集約を図るとともに、生活利便性を維持しつつ魅力的な景観作りを進めることにより、市民の暮らしの利便性向上や交流人口の増加を図ります。

漁業集落・海岸保全ゾーン

本市の基幹産業である水産業の経営安定化と持続的な発展に資する漁港施設の環境整備などを進めるとともに、貴重な観光資源である海岸線の保全を図ります。

農業振興・交流ゾーン

生産性向上のための農業基盤整備を進め優良農地を確保するなど、農業従事者の利用ニーズに対応した土地利用を図るとともに、農業体験等を通じた都市住民との交流の場として活用します。

丘陵部開発ゾーン

住宅が立地している居住地域では、生活道路や排水などの生活基盤を整備することで、市民が快適で安全に暮らすための居住環境の充実を図ります。

丘陵部斜面緑地保全ゾーン

海を望む豊かな自然環境と本市の特徴的な景観を形成している丘陵部の斜面緑地の保全を図ります。

森林資源活用ゾーン

丘陵部斜面緑地保全ゾーン以外の地域森林計画対象民有林に指定されている緑地を、産業資源やレクリエーションの場として活用します。

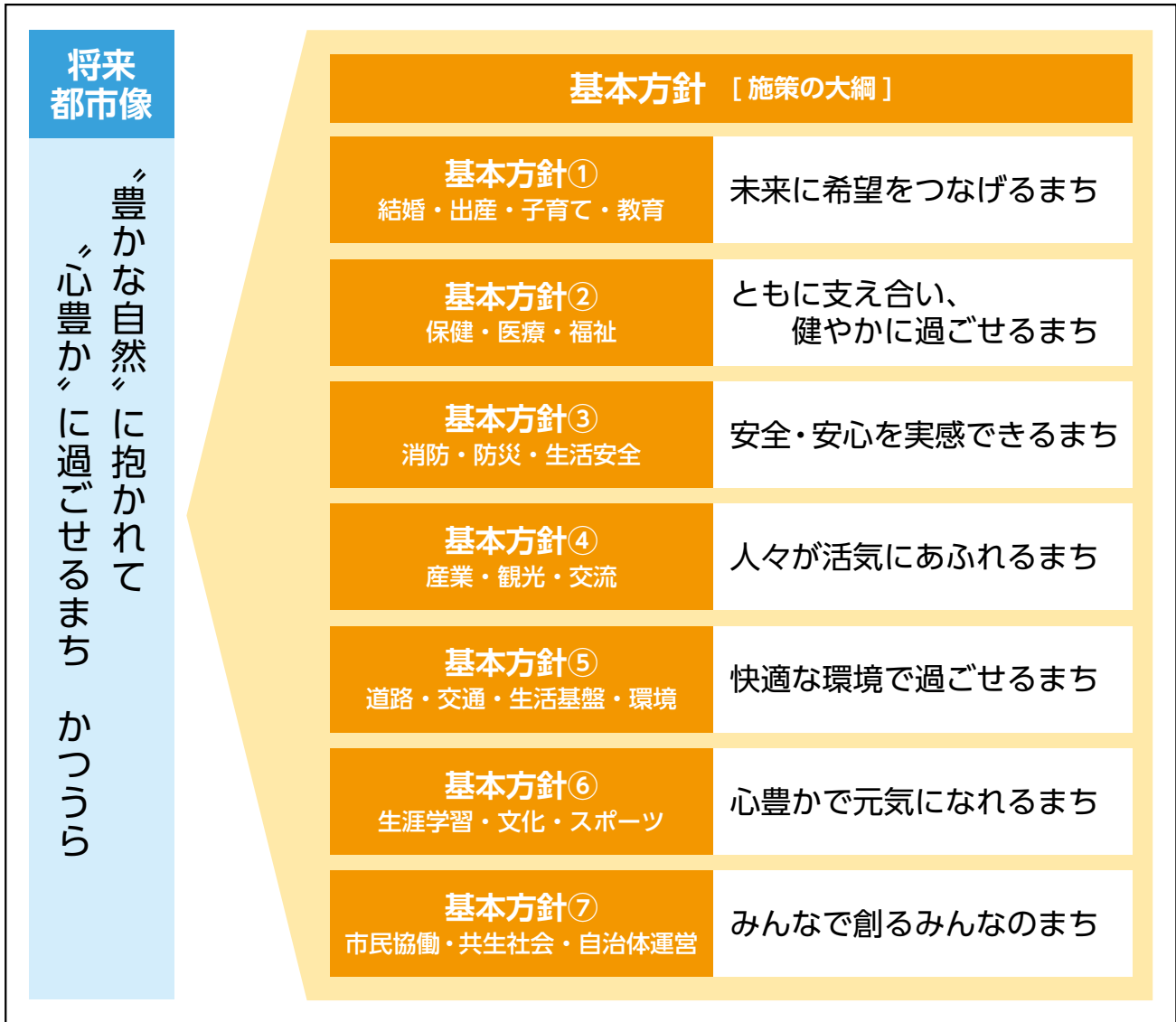
森林保全ゾーン

国有林等の保安林区域を森林保全地域として位置付けます。

第2章 将来都市像の実現に向けた施策の大綱

将来都市像の実現に向け、市民憲章、基本理念を踏まえたうえで、序論で掲げた「まちづくりの主要課題」に対応する7つの基本方針によるまちづくりを進めます。

《施策の体系図》



市民憲章

基本理念

未来に向けて、希望のもてるまちづくり

安全・安心で、生活しやすいまちづくり

元気に笑顔で、ふれあい・支え合いのあるまちづくり

基本方針①

未来に希望をつなげるまち (結婚・出産・子育て・教育)

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもを安心して産み育てられ、また子どもが主体的に考え、判断し行動できる力＝「生きる力」を育みながら地域で健やかに成長できるまちづくりを進めます。

そのため、出会い、結婚、妊娠・出産から子育てまでを切れ目なく支援し、子育て世代の様々な不安・負担の軽減を図ります。特に、仕事と子育ての両立への支援やひとり親家庭の自立への支援の必要性が高まるなか、保育サービスの充実や職場の理解促進、経済支援の充実など、地域ぐるみでの子育て支援推進に努めます。

また、国際化や情報化など今の時代が必要とする領域の教育を充実させるとともに、地域と学校が連携することで、豊かな人間性を育むための教育や、本市の自然や産業などを活かした特色のある教育を推進します。

基本方針②

ともに支え合い、健やかに過ごせるまち (保健・医療・福祉)

高齢者や障がいのある人を含め、誰もが充実した医療、保健、福祉サービスを楽しむことができる環境のもと、世代を越えて支え合いながら健やかに過ごせるまちづくりを進めます。

そのため、健康寿命の延伸に向けた市民の健康意識向上を促進し、生活習慣病の改善やこころのケアの充実に努めるとともに、地域の医療機関との連携や救急医療体制の確保など、地域の医療体制強化を図ります。

また、誰もが住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすことができるように、フレイル対策、高齢者の生きがい・居場所づくり、障がい者や生活困窮者の自立支援、地域包括ケアシステムの強化等の取組を推進します。

新型コロナウイルスの感染拡大は全国の医療・保健体制に関する多くの課題を浮き彫りにしましたが、関係機関と行政とが連携し、社会への様々な影響を最小限にとどめる体制の構築に向けた取組を推進します。

基本方針③

安全・安心を実感できるまち (消防・防災・生活安全)

近年国内で多発している地震、津波、洪水、暴風被害は改めて自然災害の恐ろしさを印象付けています。また、交通事故、消費生活トラブルなど日常生活を取り巻く身近なところにも安全・安心を脅かす要素が存在しています。こうした災害・事故・犯罪から市民の生命・財産を守り、誰もが安全・安心を実感できるまちづくりを進めます。

そのため、市民自らによる日頃の備え、地域の消防・防災・防犯体制の整備、行政の迅速かつ多様な手段による情報伝達や安全に対する啓発強化など、「自助」、「共助」、「公助」が一体となった取組を推進します。

また、高齢者ドライバーによる交通事故、振り込め詐欺手口の巧妙化やインターネットを經由した消費トラブルなど、社会環境の変化を背景に危険性がクローズアップされてきた事象に対しては、市民、各種団体、警察など関係機関が協力・連携して市民の生活を守る体制の強化を図ります。

基本方針④

人々が活気にあふれるまち (産業・観光・交流)

本市を特徴づける伝統的産業である漁業をはじめとした第1次産業や地域に根ざした商工業の活性化、海と山などの豊かな自然を活用した観光振興などにより、市民一人ひとりが豊かさを実感できる活力とにぎわいあふれる交流のまちづくりを推進します。

農林業については、土地改良事業の推進による生産基盤の整備を進めるとともに、勝浦産農産物のブランド化による高付加価値化や“地産千消”などの取組を推進します。

水産業については、漁港や荷捌き施設の整備のほか、高度衛生管理に対応した設備の整備により、生産性及び鮮度保持の向上を図るとともに、水産物の付加価値を高めます。

農林水産業においては、これらの施策を推進し、農産物・水産物の販路拡大を図ります。

商工業については、事業者の資金面の支援のみならず、空き店舗の活用やICT技術導入による商店街の活性化に向けた取組を推進します。

観光業については、観光地域づくり法人(DMO)を中心に海をはじめとした自然や食といった本市の魅力ある観光資源のブラッシュアップやプロモーション強化を図るとともに、スポーツツーリズム・ヘルスツーリズムなど新しい観光スタイルに対応したメニューの充実、受入体制整備を進めます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響も受け、働く場所を柔軟に選択する動きが各産業において広まるなか、こうした事業者・就業者のニーズを的確に捉えるとともに、起業・創業の支援、企業誘致、地域産業の共通の課題としての担い手確保に取り組むほか、ふるさと納税制度を活用した市の魅力を高める取組などにより、市内の雇用機会確保と移住・定住促進に努めます。

基本方針⑤

快適な環境で過ごせるまち (道路・交通・生活基盤・環境)

道路、公共交通、上水道、住宅や商業施設など、経済の活性化や暮らしの利便性を支える都市機能が整備され、かつ自然と調和した美しい都市景観に彩られた快適な生活環境を実感できるまちづくりを進めます。

そのため、生活インフラ施設の維持管理・老朽化対策・耐震化の促進や、空き家による景観悪化防止対策を適切に進めるとともに、市民等の通勤・通学や買い物などの日常生活における移動ニーズを的確に把握し、計画的で利便性の高い公共交通の実現に努めます。

また、本市が誇る美しく豊かな自然・生物多様性を未来に継承するため、自然環境保全に努めるとともに、ごみの発生抑制、再利用、再資源化など、資源循環型社会の構築に向けた取組を、市民、事業者、各種団体、行政が協力して推進します。

基本方針⑥

心豊かで元気になれるまち (生涯学習・文化・スポーツ)

健康寿命が延伸し、ライフスタイルや価値観が多様化するなか、誰もが学びたいことを学び、芸術・文化に親しみ、スポーツを楽しむことで、生涯にわたって生きがいを持ち、心豊かで元気に暮らせるまちづくりを進めます。

そのため、本市で活動する芸術・文化分野の多彩なサークル・団体を支援することや、郷土の貴重な文化財・伝統文化・歴史資料の適切な保存と新たな発掘及びそれらの活用を図ることにより、市民が芸術・文化・郷土の歴史に触れる機会を創出します。

また、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツに取り組むことで、心身ともに健康で明るい生活を送ることができるように、スポーツ施設の充実、利便性向上に取り組むとともに、国際武道大学等との連携による運動機会や競技指導者の充実を図ります。

基本方針⑦

みんなで創るみんなのまち (市民協働・共生社会・自治体運営)

市民ニーズが多様化・高度化する一方、少子高齢化の進行を背景とした生産年齢人口の減少や社会保障費の増大、さらには公共施設・社会インフラの老朽化など本市の財政は厳しい状況が続く見通しです。こうしたなかで本市が持続的に発展していくためには、行政だけでなく、市民、自治会、事業者など多様な主体がお互いを尊重しながら、手を携えてまちづくりを進めていくことが必要です。

そのため、市民へのわかりやすい情報提供や市民の声を市政に反映していく仕組みを充実させるとともに、年齢、性別、国籍などの相違に関わらず、すべての人が尊重され、活躍できる社会の構築に向けた取組を進め、地域コミュニティの活性化を推進します。

また、健全な財政運営を保持しつつ、効果の高い行政運営を実現するため、行政職員の能力向上をはじめとした行政組織の強化、ICTを活用した業務効率化、近隣自治体との連携、公共施設の適正な維持・管理など行財政改革に積極的に取り組みます。

